

第1章 津山市教育振興基本計画（第3期）の策定について

第1章 津山市教育振興基本計画（第3期）の策定について

1 計画策定の趣旨

教育基本法第17条第2項の規定に基づいて「第3期津山市教育振興基本計画」を策定します。

本計画の策定に当たっては、「第2期津山市教育振興基本計画」（平成29年度～令和3年度）の成果と課題を鑑み、社会情勢の変化や「津山市教育大綱」「津山市第5次総合計画（平成28年度～令和7年度）」を踏まえて、今後の本市教育が目指すべき方向や計画期間中に取り組むべき具体的な施策、目標とする指標等を明らかにし、学校・家庭・地域が一体となって取り組めるよう、市民や保護者にもわかりやすい計画を策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は、第2期計画を総括し、国県の計画や本市の総合計画、及び教育大綱を踏まえたうえで、今後4年間で教育基本理念と目指す人間像を実現するために、重点的に取り組む施策を体系化して示すものとします。

【計画の体系図】



3 計画の期間

国や岡山県の教育振興基本計画との整合性を図るため、本計画の期間は、令和4年（2022）度から令和7年（2025）度までの4年間とします。

4 計画における教育の範囲

令和2年4月からの機構改革により、スポーツ、文化部門などが市長部局へ移管となり、各部局において推進計画等を定め取り組んでいることから、本計画は、教育委員会が所掌し施策を実施している幼児教育、学校教育、及び家庭・地域教育を対象範囲とします。ただし、教育委員会と協働して取り組む市長部局が所管する分野・施策の一部を含みます。

なお、県立・私立の学校・園については対象外とします。